

令和6年度中国黒龍江省における道産食品販路拡大事業委託業務処理要領

1 目的

北海道と友好提携を締結している中国黒龍江省において道産食品の販路拡大を図るため、同省ハルビン市で開催される「第33回ハルビン国際経済貿易商談会」に北海道ブースを出展し、道産食品のPR展示並びに道内企業と中国バイヤー(企業)による商談を行う。また、ハルビン市内の小売店及びECサイトにおいてテスト販売を行い、今後、中国黒龍江省など地方における道産食品の販路確保に向けた取組に繋げる。

2 委託業務の概要

(1) 第33回ハルビン国際経済貿易商談会へのブース出展と運営

5月15日(水)から5月19日(日)(予定)までの期間で、黒龍江省ハルビン市で開催される「第33回ハルビン国際経済貿易商談会」に北海道ブースを出展し、道産食品のPR展示並びに道内企業と中国バイヤー(企業)による商談を実施。

(2) 小売店及びECサイトにおけるテスト販売

黒龍江省ハルビン市の百貨店等小売店1店舗以上並びにECサイト(越境・小売店を問わない運営サイト)による1週間以上の道産食品のテスト販売を実施。

(3) 商談成約及びテスト販売につながるフォローアップの実施

(1)の商談会において、来場バイヤーを対象に、出展商品等に関する調査を行い、出展企業及び現地代理商にその調査結果をフィードバックし、各バイヤーとの商談成約及び(2)のテスト販売につながるフォローアップを実施。

3 委託業務の内容

【①第33回ハルビン国際経済貿易商談会へのブース出展と運営】

(1) ブース出展に係る手続

- ・商談会事務局に対し、ブース出展に係る申し込みを行い、事前に代金の支払いを行うこと。
- ・ブース種類と数は以下のとおりとし、出展位置は事前に委託者と協議すること。
 - ア ブース種類:国際標準ブース
 - イ ブース数:2ブース(物産ブース1つ、観光・文化ブース1つ)

(2) 出展企業の募集・取りまとめなど

- ・道内企業を募集し、企業及び出展商品等を取りまとめること。
なお、出展内容については、観光、アイヌ文化、縄文文化に関連する要素を含めること。
- ・出展に当たっては、現地ニーズも考慮に入れながら、米、日本酒、菓子、調味料など道産食品30品目以上を出品するものとする。
- ・募集要領及び参加申込書を作成し、出展企業の募集を行うこと。
- ・出展企業及び出展商品のリストを作成すること。
- ・出展企業決定後、開催までに出展案内を作成し、出展企業に配布すること。
- ・随時、出展企業との連絡調整を行うこと。
- ・取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は受託者に属することとする。

(3) 商談会事務局との調整人員

- ・出展までの準備・調整を進めるに当たり商談会事務局との調整が必要なことから、業務開始から出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- (4) 出展ブースレイアウトの作成(備品・什器、照明等 設備の設置を含む)
- ・出展企業決定後、商談会事務局と調整の上、ブースレイアウトを作成し、委託者と協議の上、最終レイアウトを確定させること。
 - ・レイアウト作成に当たっては、出展する商品や分野を踏まえ、効率的に展示・販売を行い、北海道の食と文化の魅力を最大限発信できるようにすること。
- (5) 備品の借り上げ
- ・ブースレイアウトに基づき、出展に要する備品の借り上げを行うこと。
 - ・基本備品については、商談会事務局が提示する備品一覧表に基づき、出展企業と調整の上、借り上げを行うこと(商品棚、テーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等)。
 - ・その他特殊備品については、発注者と協議の上、別途、借り上げを行うこと。
- (6) ブースの装飾
- ・ブース全体で北海道をイメージさせる、写真やバナー等による装飾を行うこと。
 - ・企業ロゴやポスター等を活用し、企業や商品のプロモーションに資する装飾を行うこと。
 - ・アイヌ文化及び縄文文化に関する情報を発信する装飾を行うこと。
 - ・出展に当たっては「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」を活用すること。
(出展商品に係る道産品輸出用シンボルマークの使用許可手続を含む)
- (7) 商品の輸出等
- ・商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所(日本国内)から出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、中国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、中国の目的港から会場出展エリアまでの輸送を行うこと。
 - ・商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、商談会期間中も適切な保管、管理を行うこと。
 - ・輸出に当たり、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、正規通関を実施すること。
- (8) 啓発資材の作成・輸送
- ・委託者や出展企業が会場で使用するポスターやパンフレット等資材の作成支援やとりまとめを行い、会場までの輸送を行うこと。
- (9) 出展エリアの管理・運営担当者
- ・出展期間中、日本語と中国語の商談通訳が可能な人員を1名以上配置し、ブースの管理運営を行うこと。また、現地渡航を行う企業等がいる場合は、1社につき1名、通訳が可能な人員を配置すること。
 - ・出展内容の説明が中国語のできる人員を5名以上配置すること。

【②小売店及び EC サイトにおけるテスト販売】

(1) テスト販売の実施方法

- ・道産食品の販売に意欲的な小売店1店舗以上並びに EC サイトにてテスト販売を行うこと。
- ・店舗販売においては、道内企業及び委託者が販売やプロモーションを行うため、十分な面積を確保すること。
- ・小売店及び EC サイトでの販売期間は1週間以上とすること。

(2) テスト販売に向けた会場側との準備・調整全般

- ・テスト販売までの準備・調整等を進めるに当たり、現地関係者との調整が必要となることから、業務開始からテスト販売終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- ・テスト販売に係る準備、オペレーションなどにおいて、委託者が必要と認める資料を作成すること。

(3) 参加企業の募集及び取りまとめ

- ・関係機関等と連携して本取組を周知し、道内から広く参加企業を募ること。
- ・①の商談会の実施結果を踏まえながら、道産食品 30 品目以上を出品すること。
- ・取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は、受託者に属することとする。
- ・商品については、受託者は委託者と協議の上、決定すること。

(4) 商品の輸出

- ・商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所(日本国内)から、出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、中国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、中国の目的港から会場エリアまでの輸送を行うこと。
- ・商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。
- ・輸出に当たっては、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、実施すること。

(5) 資材等の輸送

- ・商品や企業の紹介用パンフレット等の啓発資材について、企業や委託者と協議を行い、それらの取りまとめを行うとともに、中国への配送を行うほか、期間終了後、必要に応じ、北海道までの返送を行うこと。

(6) 販売の周知・広告、販促活動

- ・店舗と連携し、店舗内装飾、チラシ、SNSなどを活用して、店舗及び特設 EC サイトでの道産食品販売について効果的な周知・広告を行うこと。
- ・試食・試飲、商品の使用方法の説明、実演販売など、効果的な販促活動を行うこと。
- ・実施店舗や関係機関と連携し、北海道の物産、観光、文化の PR 及びテスト販売への集客に効果的なイベント等を企画すること。

(7) 販売エリアの配置及び装飾

- ・テスト販売商品の POP 等の PR 資材を、十分に展開することが可能な面積を確保すること。

・次のスペースを設置すること。

- ア 商品や企業を紹介するPOP等を掲出でき、商品の試食並びに販売スペース
- イ アイヌ文化や縄文文化を含む北海道観光・文化のPRスペース
- ウ その他委託者が必要と認めるスペース

・装飾については、次の事項を踏まえ、実施すること。

- ア エリア全体で、北海道を想起させる写真等を使用したパネル及び看板などの装飾
- イ 企業のロゴや写真等を活用した、企業や商品のプロモーションに資する装飾
- ウ 「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」の啓発資材を活用した装飾
(販売商品に係る道産品輸出用シンボルマークの使用許可手続を含む)
- エ その他委託者が必要と認める装飾

(8) 備品・什器、設備等

- ・必要な商品棚やテーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等を設置するほか、委託者が必要と認めるものを設置すること。
- ・照明設備、電気設備、厨房設備(上排水設備含む)、ストックヤードのほか、委託者が必要と認める設備については、実施する店舗と協議の上、確保すること。

(9) 管理・運営

- ・テスト販売エリアの管理・運営を行う人員を2名以上、うち1名は日中のビジネス通訳が可能な人員を会場に配置すること。
- ・日本から現地に渡航できない場合、開催期間中に管理・運営を行う人員に常に連絡がとれる体制を整えること。

(10) 販売時の通訳及び販売員の配置

- ・テスト販売エリアの規模に応じた人数の道産食品専門の販売員を配置すること。
- ・現地渡航を行う企業等がいる場合は、テスト販売期間中、日本語と中国語の通訳が可能な通訳員兼販売員を配置するものとし、販売支援ができるようにすること。
- ・販売員が商品や企業の特徴を紹介できるよう、必要な情報を事前に伝達すること。

(11) EC サイトでの販売

- ・EC サイト内に、実店舗での販売と連動した道産食品の特設ページを設けて販売を行うこと。
- ・特設ページは、北海道を想起させるようなコンセプトとし、「道産品輸出用シンボルマーク」や「食絶景北海道」も活用するほか、観光、アイヌ文化、縄文文化も紹介すること。

(12) アンケート調査の実施

- ・小売店及びECサイトを利用した消費者を対象に、アンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定するものとする。

【③商談成約及びテスト販売につながるフォローアップの実施】

「ハルビン国際経済貿易商談会」の開催期間中に来場するバイヤーを対象に、アンケート(場合によってはヒアリング)調査を行い、その結果を取りまとめ、商談会に参加した道内企業に取りまとめた結果をフィードバックし、「商談成約」及び「小売店及びECサイトにおけるテスト

販売」に繋がるようなフォローアップを行うものとする。

【④成果品】

「第 33 回ハルビン国際経済貿易商談会へのブース出展と運営」、「小売店及びECサイトにおけるテスト販売」並びに「テスト販売につながるフォローアップの実施」に関して、以下の内容を基本に整理した報告書及び対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

- (1) 出展品・参加企業の状況
- (2) 周知・広告の実施状況
- (3) 展示(販売)の様子
- (4) 特設 EC サイトの中身
- (5) 観光・文化等に関する情報発信の実施状況
- (6) 商品ごとの販売数量及び金額
- (7) バイヤーや消費者を対象にした調査の概要や結果
- (8) 参加企業へのフォローアップの内容
- (9) 事業を実施したことによる考察・提案

※ 報告書等は以下の形式で提出すること。

- ・報告書(紙媒体) 5部
- ・小冊子(紙媒体) 10部
- ・上記報告書、小冊子の電子データおよびPR素材等の電子データを格納した電子媒体(DVD-R) 1枚

※ 成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※ 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 業務処理計画書について

受託者が契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は次のとおりとする。

- ・業務処理計画書(別記第1号様式)

5 実績報告等について

受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

- ア 実績報告書(別記第2号様式)
- イ 成果品

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に

提出するものとする。

7 再委託の禁止

(1) 次のような場合は、再委託を認めない。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合

(2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができることとする。

この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出すること。

なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出すること。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

(2) 国際情勢の変化等に伴い、予定していた事業の実施が困難となった場合も同様に委託者と受託者が代替案等について協議し決定する。